

社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）において実施する社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 本事業は、「プロボノ」（仕事等で得た経験やスキルを活かしたボランティア）によりボランティア登録者（プロボノワーカー）が県内のNPOや地域づくり団体等（以下「団体」という。）への支援を行うことで、団体の課題解決やボランティアのスキル向上等を目的として実施する。

(事業概要)

第3条 本事業は、センターが選定した団体を同じくセンターが選定したプロボノワーカーが支援するものである。

- 2 センターは、プロボノワーカーの登録制度を設け、募集し、登録手続きを行う。
- 3 センターは、プロボノ支援を希望する団体を選定し、必要に応じて申請内容の確認やヒアリング等を行う。
- 4 センターは、プロボノワーカーのスキルおよび申請団体の抱える課題や希望から支援内容を組み立て、プロジェクト内容を決定するとともに、プロボノワーカーと団体とのマッチングを行う。

(申請及び登録)

第4条 本事業の申請及び登録は、センターが定める日までに行わなければならない。

- 2 本事業の申請及び登録をする者は、次に掲げる書類をセンターに提出しなければならない。
 - (1) 支援希望団体の申請は、様式第1号によるものとする。
 - (2) プロボノワーカーの登録は、センターホームページの登録フォームによるものとする。

(審査)

第5条 審査は、審査員による団体への申請書類に関するヒアリング、および審査員の協議による。

- 2 審査方法については別に定める。

(採択団体の決定)

第6条 本事業の採択団体の決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査会を開催した日から20日以内に行うこととする。（センターの休日の日数は参入しない。）

- 2 採択団体への決定通知は様式第2号によるものとする。

(事業報告)

第7条 採択団体は、事業実施年度内に実施報告書（様式第3号）をセンターに提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

この要綱は、令和4年4月●日から施行する。